

「理事の選任」に関する規定について（第7条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「理事の選任」に関する規定について、理事選任機関の構成等に合わせて4パターン例示する。

例番号	内容	本作成例 ページ番号
例3-1	評議員会を理事選任機関とする場合	37
例3-2	独立した理事選任機関を置く場合	38
例3-3	理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合	38
例3-4	理事会を理事選任機関とする場合	39

- 本規定を作成するにあたっては、次に示すチェックポイントを踏まえること。

- 監事又は評議員を兼ねることとなっていないか。
- 校長（園長）である理事が1人以上は含まれる構成になっているか。

- ※ 教学における役職者（校長（園長）を含む。）などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事となる仕組み（いわゆる充て職とする仕組み）を設けることはできないので注意が必要である。
- ※ 各例の最後の規定にある補欠の理事について、あらかじめ選任した者が補欠の理事に就任する際、理事の総数が5人を下回ることがないようにする場合には、寄附行為に具体的な人数（6人以上）を規定しておく必要がある。

- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。

＜例3-1：評議員会を理事選任機関とする場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 校長（園長）のうちから評議員会において選任した者 ○名</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。<u>ただし、校長（園長）である理事（前項第1号により選任される理事）が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反するので留意すること。</u>

＜例3-2：独立した理事選任機関を置く場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 校長(園長)のうちから理事選任機関において選任した者 ○名</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>● 第2項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。<u>ただし、校長(園長)である理事(前項第1号により選任される理事)が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反するので留意すること。</u></p>

＜例3-3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 校長(園長)のうちから理事会において選任した者 ○名</p> <p>(2) 評議員会において選任した者 ○名</p> <p>(3) 外部理事選任委員会において選任した者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<p>● 第2項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。<u>ただし、校長(園長)である理事(前項第1号により選任される理事)が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反するので留意すること。</u></p>

<例 3-4 : 理事会を理事選任機関とする場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(理事の選任)</p> <p>第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 校長(園長)のうちから理事会において選任した者 ○名</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、理事会において選任した者 ○名</p> <p>2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。</p> <p>3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなる時に備えて、補欠の理事を選任することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2項について、その職を退いた後も、理事の職を失わないようにすることも可能。<u>ただし、校長(園長)である理事(前項第1号により選任される理事)が1人もいなくなることは、私立学校法第31条第4項第1号に違反するので留意すること。</u>

—このページは空白です。—